

■ 発行日:平成23年11月

■ 編 集:茅ヶ崎市拠点整備課(連絡先) 電話:0467-82-1111(内線2612)

Fax: 0467-89-2916

Email: kyoten@city.chigasaki.kanagawa.jp

- 平成23年10月16日(日)の午後、香川自治会館にて『第9回 香川駅周辺 まちづくり検討会』が開催されました。
- 参加者は、香川駅周辺にお住まいの方や自治会、商興会を中心として8名の検討 委員の皆様と、事務局である茅ヶ崎市拠点整備課職員等で行いました。
- 今回は、第8回の検討会に引き続き、『土地利用に関して』議論を深めました。まちづくり手法などについて話し合いが行われました。
- また、平成 23 年9月 23日(金) に開催しました『香川駅周辺まちづくり検討会活動報告会』の状況についてもご報告させていただきました。

【検討会における主な感想・意見】

《土地利用について》

- ・商業の活性化を行うのであれば、大きな土地が必要になるのではないか。
- ・駅前の商業が相乗効果を出せるように絵を描いていく必要があるのではないか。
- ・今の生活を続けている方は、区画整理をやれば商業を活性化することができるとは 全く考えていないのではないか。

・(市街地整備事業としての)収益性が高くないから(地権者の代表が)連帯補償は

できないのではないか。

- ・「駅前が安全なら良い」という言う意見もあるので、あまり商店のことばかり言っていてもいけないと思う。
- ・案として商店街の方に示したほうが説得力 はあると思う。
- ・道路拡幅等の案を示すときは、1 つの案だけでなく、いろいろなパターンの案を見せたほうが良いのではいか。



【図面を前に意見を交換する検討会の皆様】

事務局からのお知らせ

【まちづくり 豆知識 その1】

『市街地において面的に整備するまちづくりの代表的な手法』を紹介します。

- ・香川駅の周辺のようなまちづくりが進行した地区でまちなかを再生しようとすると建築物等の建て替えが生じます。
- このような建築行為に伴う土地の区画形質の変更を行うことを「開発行為」 と言います。

区画形質の変更とは、次のことを指します。

〇「区画」の変更: 公共施設の改廃に伴う一団の土地区画の変更

〇「 形 」の変更: 切土・盛土の造成行為

〇「 質 」の変更: 農地等宅地以外のものから宅地にすること

開発行為には、

①都市計画法上の許可を要する 開発行為

②特定の法手続きに則った開発 行為(土地区画整理事業等)が あります。

開発行為

都市計画法の 許可を要する **開発行為** 特定の法手続きを行うことにより、都市計画法の許可が不要な開発行為

土地区画整理事業や市街地再開発事業等による開発行為

【第10回検討会】

日時 : 12月11日(日)午後3:00 開始予定

場所:香川自治会館

内容 : まちづくりの範囲や手法の検討(継続)など

傍聴の対象となる方は、香川駅の利用者もしくは駅周辺にお住まいの方とい

たします。

《問い合わせ先》

問い合わせ先 : 茅ヶ崎市拠点整備課 電話番号 : 0467-82-1111 FAX番号 : 0467-89-2916